

要旨紹介

1 研究の目的及び方法

(1) 目的

少年院出院者とその保護者を対象に調査を実施し、少年院出院後の少年と保護者の状況と抱えている課題や必要な支援等を明らかにし、少年院における保護者への働き掛けの在り方や少年院出院後の少年とその保護者に対する継続的支援を検討するまでの基礎資料を提供することを目的としている。

(2) 方法

平成 25 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間に、親族（6 親等以内）を引受人として少年院を仮退院した少年とその保護者を対象として、少年院出院時とその 6 か月後に質問紙調査による意識調査を実施するとともに、当該少年の担当保護観察官に質問紙調査を依頼した。各調査の回答者数及び回収率は以下のとおりである。

調査対象者 総数	第 1 回 少年調査	第 2 回 少年調査	第 1 回 保護者調査	第 2 回 保護者調査	入所(院)者 調査票	出院者 調査票	保護観察官 調査
800	737 (92.1)	504 (63.0)	680 (85.0)	481 (60.1)	800 (100.0)	799 (99.9)	677 (84.6)

注 1 () 内は、それぞれの調査票回収率である。

2 入所(院)者調査票及び出院者調査票とは、少年矯正統計調査規程に基づき、少年鑑別所退所時及び少年院退院時に、各少年の少年鑑別所入退所事由、少年院入出院事由、少年院における処遇課程等を記載したものである。

なお、調査結果の分析に当たっては、結果を理解しやすくするために、必要に応じて質問項目のカテゴリーを統合し、無回答を除いて分析した。

2 研究結果の概要

(1) 調査対象者の概要

調査対象の少年は、少年院出院時の年齢の平均が、男子 17.7 歳、女子 17.5 歳であり、本件非行時の教育程度は、中学・高校在学中の者以外では、約 9 割の少年が中学卒業又は高校中退であった。また、学生・生徒である者を除く約半数の少年は無職であり、女子の 4 分の 3 は無職であった。

出生時から少年院入院時までの間に、保護者の離婚を経験している少年は 62.5% であり、そのうち約 15% の少年は保護者の離婚を複数回経験していた。本件非行時の保護者の状況は、実父母が 31.7%，実母のみが 40.7%，実父のみが 11.6%，養父母を含む両親が 11.9%

であった。約 85%の少年は家族と同居していたが、本件非行時までに施設生活歴がある少年が 11.9%おり、本件非行時において、女子の 4 分の 1 は家族と同居していなかった。また、約 2 割の少年に被虐待歴が認められ、女子では約 4 割の少年に被虐待歴が認められた。

初発非行については、男女ともに 9 割以上の者が中学生までに行っており、小学生までに行っている者も 4 割台に及んでいた。

(2) 非行についての認識

少年は、非行の原因を自分自身にあると捉えていたが、保護者は、少年と比べると、少年自身だけでなく、家庭や家族、友だち、学校や職場等多方面に非行の原因があると考えていた。再非行を思いとどまらせる「心のブレーキ」として、父母を挙げる割合が、出院時、出院 6 か月後共に最も高かったが、出院 6 か月後には、「心のブレーキ」がないと回答した少年が 7.4%いた。

(3) 出院時の不安と出院後に実際に直面した問題

少年院出院に当たって、保護者は、少年と比べて「不良交友」や「再非行」に不安を感じており、少年は、保護者と比べて「被害者への謝罪」や「家族関係」に不安を感じていた。出院から 6 か月間で、直面した問題として挙げられた割合が高かったのは、少年、保護者共に、就労に関するものであったが、実際の問題に直面したとする割合は、出院時に不安に思っていた割合よりもおおむね低下しており、出院時に思っていたほどには実際の問題には直面していないことがうかがわれた。保護者では、「家族関係」、「保護司等との関係」について不安に思っていたよりも実際に問題に直面した割合が高くなつた。

(4) 家庭や家族についての認識

出院時の家庭や家族の認識について、少年は、保護者に比べて「家族仲が悪い」と感じていたものの、全体的に見ると、家庭や家族に問題があると感じている割合は低かった。出院 6 か月後においても、家庭や家族に問題があると感じている割合は低かったが、保護者においては、「家族仲が悪い」等の項目で、出院時と比べて問題があると感じている割合が高くなつた。

(5) 養育態度についての認識

少年院入院前の養育態度について、少年と保護者の認識には差が見られ、保護者は、少年と比べてこれまでの養育態度を厳しく評価している傾向がうかがえた。女子は、男子に比べて、保護者のこれまでの養育態度を否定的に評価していた。出院 6 か月後においては、保護者は養育態度を改善したと認識していたが、少年は、保護者ほどには養育態度の改善を評価しておらず、少年と保護者の間には認識に違いが認められた。女子が、男子に比べ

て保護者の養育態度を否定的に捉えている傾向も出院時と同様だった。

(6) 相談行動

約9割の少年・保護者は、問題を抱えた際には誰かに相談する意思を持ち、困ったことがあった際には相談をしていた。最も多かった相談相手は、少年では「友だちや恋人」、保護者では「保護観察官や保護司」であった。

(7) 更生支援に対するニーズ

親子共に、支援のニーズの高さがうかがわれ、「気軽な相談相手」については、少年の70.6%、保護者の88.8%が必要だと回答した。「家族支援」については、少年は必要ないと考えている傾向が見られたが、保護者はとても必要だと考えている傾向が見られた。その他にも、保護者は、「保護観察終了後の支援」、「ワンストップサービス」等の支援が必要だと考えており、保護者の方がより支援を求めている傾向がうかがわれた。

(8) 少年の変化に影響を与える要因

本研究では、保護観察開始時と出院後6か月時点における交友関係、就労・就学関係及び家族関係の状況について、担当保護観察官による評定を行った。

出院から6か月間の少年の変化に関しては、交友関係、就労・就学関係及び家族関係の各領域において、肯定的な方向に変化したと評定される者が3割から4割程度を占めている一方で、否定的な方向へと変化したと評定される者も1割程度いることが示された。こうした変化に影響を与える可能性のある要因の一つとして、被虐待歴を有する少年は、交友関係及び就労・就学関係において、被虐待歴を有しない少年と比べて、問題が改善するよりも悪化したと評定されやすいことが示された。被虐待歴を有するなど、身近な家族との関係性において根深い葛藤を抱えている場合、社会復帰後、短期間に就労・就学等の、問題が悪化するおそれがあることを示唆するものであり、こうした少年の円滑な社会復帰のためには、出院後の不安定な時期の継続的な支援が特に必要であると考える。

また、保護者の少年に対する更生支援について、「就職先の紹介や学校への入学手続など、具体的な支援をすること」や「子どもが頑張っているときに、ほめたり、励ましたりして、頑張りを認めること」という項目と比べて、「家の片付けをするなど、生活環境をよくすること」が、出院後の就労・就学等の問題解決に影響を与えている可能性が示された。生活環境の改善等の地道な受入態勢の整備が、少年の肯定的な方向への変化をもたらす上で寄与している可能性が見いだされた。

3 まとめ

少年の更生につながる指導や支援については、4割台の少年が小学生までに初発非行を

行っている一方で、保護者の指導が必ずしも効果的になされていないことがうかがわれたことから、低年齢期における非行については、早期に非行の芽を摘むという観点から、学校、児童相談所、地域の各種団体等が、少年の保護者と接触して、家族関係を把握して更生支援的な働き掛けを積極的に行うことが重要である。

家族関係については、少年の更生を支える支援者として保護者が重要な役割を果たしていることが確認される一方、出院後には様々な現実的な問題が生じてくることがうかがわれた。そのため、少年院においては、今まで以上に、少年に対して非行に至る問題や出院後に直面するであろう問題をしっかりと考えさせ、具体的な解決策を見つけられるよう働き掛けるとともに、出院後においても、一定期間家族関係の維持への継続的な把握及び支援が必要であると思われる。また、出院後、保護者の更生支援的行動をより有効なものとするために、保護観察官や保護司が、保護者に対する支援的な働き掛けを継続し、保護者の養育態度や更生支援的行動を指導し見守っていくことなどが、有効な支援策として考えられる。また、保護司等の第三者が、保護者が少年の更生に資するよう努力していることを少年に伝えていくことは、問題のある親子関係を改善するためにも有効であると考えられる。

相談・支援体制については、保護者が、相談相手として保護司を頼りにしていることがうかがえたこと、少年・保護者共に、今後必要な支援として最も多かったのが、気軽に相談できる相手であったことから、保護観察所における保護者の相談会等、これまで以上に相談しやすい環境づくりを検討することなどが考えられる。出院時に不安に思っていたことに出院後直面しても誰にも相談をしなかった者が約1割いたことから、出院の時点で相談する者がいない者、相談する意思が乏しい者等については、支援に携わる側からの細やかな働き掛けとともに、周囲からのサポートを引き出す力を身につけさせる働き掛けも必要であると思われる。また、少年や保護者が、保護観察期間終了後も相談先を失わないよう、ニーズのある者については、少年院在院中や保護観察期間中から、相談相手となりうる適切な公的機関や専門家を紹介したり、これらの機関等と連携した支援体制を整えたりすることも重要である。

4 今後の課題

今回の調査研究を基礎として、今後も、少年院出院者に対して長期間の追跡調査を実施することとしており、今後、再非行の有無、少年を取り巻く環境や意識の変化等について調査することにより、少年の更生要因等を明らかにし、非行少年に対する効果的な処遇やその保護者に対する効果的な支援の在り方について、実務上の有意義な示唆をもたらすことができると考えている。